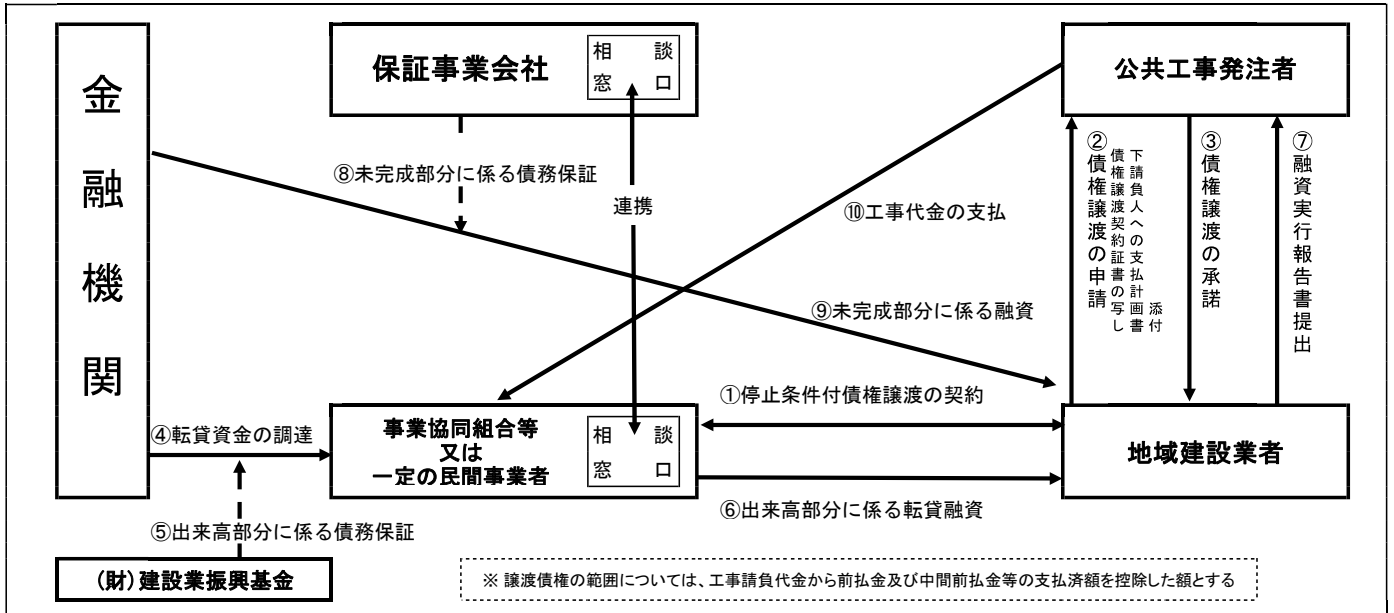


# 地域建設業経営強化融資制度

建設業者が道発注工事に対する工事請負代金の債権について、未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設業者の金融の円滑化を推進。

○申請から融資実行までの基本的な流れ



## ①停止条件付債権譲渡契約の締結

停止条件とは「〇〇したら契約の効力を生ずる」のように、条件を満たしたときに契約の効力が発生することをいいます。本取扱いにおける停止条件とは「債権譲渡についての発注者の承諾を得ること」となりますので、債権譲渡の契約書中に、この条件を付す必要があります。

## ②債権譲渡の申請

建設業者は、受注した工事の出来高が2分の1以上の場合に、①の契約書の写し、下請負人への支払計画書等を添付して債権譲渡の申請を行います。

## ③債権譲渡の承諾

発注者は要件を確認し、適当と認められる場合は承諾します。

## ④転貸資金の調達 ⑤出来高部分に係る債務保証

一定の民間事業者等は、(財)建設業振興基金から債務保証を受け、金融機関から転貸資金の調達を行います。

## ⑥出来高部分に係る転貸融資

一定の民間事業者等は、工事の出来高確認を行い、出来高部分に係る融資を行います。

## ⑦融資実行報告書の提出

建設業者は、融資が行われた場合、は融資実行報告書を発注者に提出します。

## ⑧未完成部分に係る債務保証 ⑨未完成部分に係る融資

建設業者は、保証事業会社の債務保証を受け、金融機関から未完成部分に係る融資を受けることができます。

## ⑩工事代金支払

発注者は、工事完成後に一定の民間事業者等に工事代金を支払います。

道発注工事における地域建設業経営強化融資制度の対象工事の追加について

農政部農村振興局事業調整課  
水産林務部総務課  
建設部建設管理局建設情報課  
出納局総務課

これまで地域建設業経営強化融資制度における工期が複数年度にわたる工事については、最終年に限り債権譲渡の対象工事としていましたが、債権譲渡の承諾申請時点で次の条件を満たす場合は対象工事としますので、お知らせします。

- 次年度に工期末を迎える工事で、かつ残工期が1年未満である場合
- 工事の出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる場合

# ○工事請負代金債権を活用した融資制度に係る 債権譲渡の取扱いについて

平成20年11月17日 建情第869号  
各部長、各種委員会事務局長、議会  
事務局長、各部局長、各地方部局長  
あて農政部長、水産林務部長、建設  
部長、出納局長

〔沿革〕 平成21年1月21日建情第1118号改正

## 工事請負代金債権を活用した融資制度に係る債権譲渡の取扱いについて

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を活用するため、請負人から債権譲渡の申出があった場合の「北海道建設工事執行規則」（昭和39年北海道規則第60号）別記建設工事請負標準契約書式第4条第1項ただし書の規定に基づく承諾について、次のとおり取扱いを定めたので、適切な事務処理を行ってください。

## 記

### 1 本取扱いの目的

請負人が工事請負代金債権を担保として、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業を活用しようとするときは、契約書に定める債権譲渡禁止特約の解除について、請負人から書面による申出をさせ、適当であると認められる場合にこれを承諾しようとするものである。

### 2 本取扱いの対象工事

本取扱いの対象となる工事は、次に掲げる工事を除いた工事とする。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する場合は、(1)の工事であっても債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるものについては対象とする。この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- (3) 低入札価格調査を受けた者と契約した工事
- (4) 請負人の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

### 3 債権譲渡の対象となる債権

本取扱いの対象となる債権は、請負人が道に対して有する工事請負契約の支払請求権とし、5に定める時点以降に債権譲渡の承諾ができるものとする。

### 4 譲渡債権の範囲

債権譲渡の金額は、請負工事が完成した場合は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び本件工事請負契約により発生する道の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合には、でき形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び本件工事請負契約により発生する道の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合は、譲渡債権の金額は変更後のも

のとする。

## 5 債権譲渡を承諾する時点

- (1) 地域建設業経営強化融資制度  
当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。
- (2) 下請セーフティネット債務保証事業  
当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。  
なお、承諾に当たっての出来高（債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事については、最終年度の出来高予定額に対する出来高。ただし、2ただし書きに定める工事については、当該工事全体に対する出来高。）の確認については、工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

## 6 債権譲渡を承諾する債権譲渡先

請負人が、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）若しくは法令の規定に基づく公益法人である建設業者団体（以下「事業協同組合等」という。）又は別紙の財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者に対して債権譲渡を行う場合に、当該債権譲渡を承諾することができるものとする。

## 7 入札説明書、指名通知等への記載

支出負担行為担当者等は、請負人が地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業を利用しようとする場合における債権譲渡について、適当と認めたときは承諾する旨を、入札説明書、指名通知等に記載するものとする。

## 8 債権譲渡の承諾依頼及び留意事項

支出負担行為担当者等は、債権譲渡の承諾依頼の申請を受ける場合には、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を請負人から提出させ、それぞれ各号に定めるところにより内容の確認を行うものとする。

なお、契約の相手方が代理人である場合（契約書に支店長印等を押印している場合）で、当該代理人から申請書類が提出されたときは、当該代理人が債権譲渡の権限を有しているかどうか、委任状等により確認するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式（2ただし書きに定める工事については別記第1-1号様式）又は別記第2号様式） 3通  
譲渡債権の金額が工事請負契約に基づき請負人が請求できる債権金額と一致していることを確認すること。
- (2) 請負人と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し 1通  
債権譲渡契約については、支出負担行為担当者の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付債権譲渡契約であることを確認すること。
- (3) 工事旬報等出来高の確認できる書類 1通  
工事の出来高が5に定める額以上であることを確認すること。
- (4) 保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通  
承諾内容等に誤りがないか確認すること。
- (5) 下請負人等への支払状況及び支払予定を記載した支払状況・支払計画書（別記第3号様式） 1通  
債権譲渡の承諾の申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画が適正であることを確認すること。

## 9 債権譲渡の承諾手続等

- (1) 支出負担行為担当者等は、請負人から申請書類を受理した日から7日以内（期間の末日が北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。以下「交付期限」という。）に債権譲渡承諾書（別記第1号様式（2ただし書きに定める工事については別記第1-1号様式）又は別記第2号様式）により承諾するものとする。この場合、債権譲渡承諾書2通を請負人に交付するも

のとする。

なお、債権譲渡の承諾を行う場合の決裁は、当該契約における決定書の決裁区分に準じて行うものとする（(4)においても同様とする。）

- (2) 支出負担行為担当者等は、やむを得ない事由により交付期限までに請負人に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに請負人に連絡することとする。
- (3) 支出負担行為担当者等は、(1)の債権譲渡の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（別記第4号様式）に承諾の状況を記載するものとする。
- (4) 支出負担行為担当者等は、2による対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合は、承諾を行わないことについて決定し、速やかに債権譲渡不承諾通知書（別記第5号様式）により請負人に通知するものとする。
- (5) 支出負担行為担当者等は、債権譲渡に係る書類を、契約関係書類と一体として保管するものとする。

## 10 融資時の出来高確認

融資時に譲渡債権の担保価値を査定するために行う出来高確認については、債権譲渡先が行うこととし、事前に支出負担行為担当者等に工事出来高確認協力依頼書（別記第6号様式）を提出させることとし、工程に支障のない範囲で現場内への立入りを承認するものとする。

## 11 融資実行報告書等の提出

- (1) 支出負担行為担当者等は、請負人及び債権譲渡先が支出負担行為担当者等による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（別記第7号様式（2ただし書きに定める工事については別記第7-1号様式））を提出させるものとする。
- (2) 支出負担行為担当者等は、請負人が、当該工事の未完成部分に係る融資を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

## 12 債権譲渡に係る完成払代金の支払等

- (1) 債権譲渡に係る完成払代金の請求書の請求人は、次のように記載させるものとする。  
また、支出命令書又は前渡資金支払決定書の記載についてもこれと同様とし、摘要欄には「地域建設業経営強化融資制度による融資のための債権譲渡」又は「下請セーフティネット債務保証事業による融資のための債権譲渡」である旨を記載するものとする。

「 債権譲受人  
住所 ○○○○  
氏名 ○○事業協同組合  
理事長 ○○○○ 印 」

- (2) 債権譲受人から提出される請求書には、8の(1)の債権譲渡承諾書の写しを添付させるものとする。

## 13 留意事項

本債権譲渡が行われた場合は、請負人及び債権譲渡先は契約書に定められた中間前金払及び部分払（2ただし書きで定める工事については、会計年度末における部分払を除く。）を請求できないものとする。

なお、2ただし書きで定める工事については、最終年度の前払金についても請求することができないものとする。

また、債権金額の請求及び支払は、契約の履行確認後でなければ行えないものとする。

〔 農政部農村振興局事業調整課事業予算契約グループ  
水産林務部総務課管理グループ  
建設部建設管理局建設情報課工事管理グループ  
出納局総務課財務制度グループ 〕

## 別紙

財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

### 記

- 1 北保証サービス株式会社  
住所 北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地  
電話 011-241-8654
  
- 2 株式会社建設経営サービス  
住所 東京都中央区築地5丁目5番12号  
電話 03-3545-8523
  
- 3 株式会社建設総合サービス  
住所 大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号  
電話 06-6543-2848